

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）（抄）

（実施基準）

第三条 鉄道事業者（新幹線にあつては、営業主体及び建設主体のそれぞれ。以下この条において同じ。）は、この省令の実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を定め、これを遵守しなければならない。

Ⅰ－1 第3条（実施基準）関係

1 鉄道事業者は、施設、車両の設計及び維持管理並びに運行を行うにあつて、省令の範囲内で個々の鉄道事業者の実状を反映した詳細な実施基準を策定することとする。

実施基準の項目は、省令等の項目に対応したものとし、内容は、解釈基準により示された例示、設計方法、検証方法等に準じて、数値化する等具体的に示すこととする。

（施設及び車両の保全）

第八十七条（略）

1～3（略）

4 車両は、安全に運転することができる状態でなければ、これを使用してはならない。

（記録）

第九十一条 第八十八条及び前条の規定により施設又は車両の検査並びに施設又は車両の改築、改造、修理又は修繕を行ったときは、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

Ⅸ－4 第91条（記録）関係

1（略）

2 車両の検査（新製した車両等の検査及び定期検査の記録は、当該検査後最初に行われる全般検査を終えるまで保存すること。また、車両の定期検査をその年月及び場所を当該車両に表記すること。ただし、機能・状態検査を除く。定期検査の年月日及び場所を全般にわたって管理している場合は、車両の表記を省略できる。

 ：鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準

(参考)参照条文

鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)(抄)

(安全管理規程等)

第十八条の三 鉄道事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために鉄道事業者が遵守すべき次に掲げる事項(第三種鉄道事業者にあつては、第五号に係るものを除く。)に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
- 四、五 (略)

鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)(抄)

(安全管理規程の内容)

第三十六条の三 法第十八条の三第二項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。(略)

- 一、二(略)
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
 - イ～ロ(略)
 - ヌ 車両に関する業務の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
 - (1) 車両の新製、改造及び保守に関する事項
 - (2) 車両の保守に係る係員の資質の維持に関する事項
 - (3) 業務の受委託に関する事項

鉄道事業法施行規則第36条の3各号に規定する鉄軌道における安全管理規程の内容に関する解釈について(国鉄施第36号・国鉄安第33号)(抄)

今般、鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号。以下「規則」という。)等を改正したところであるが、これに伴い、規則第36条の3各号に規定する内容に関する解釈を下記のとおり定めた。(略)

(1)～(21) (略)

(22) 「業務の受委託に関する事項」(車両に関するものに限る。)は、法第25条第1項の規定に基づく車両の保守の管理業務の他、車両の保守作業に係る業務の受委託をいい、受託者毎に若しくは委託業務の内容に応じて、以下の事項について規定すること。

(イ) 受委託業務の種類、範囲、作業に必要な情報の管理(異常時における連絡通報体制を含む。)、受託者の業務管理体制及び教育訓練体制に関する事項

(ロ) 当該業務が複数の管理者により分担されている場合にあつては、管理者毎の業務の所掌、権限に関する事項